一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市大月字大西一五三七、一五三八の一、一五三八の二、一五五一、字焼松一五四二の三、一五四三の四、二〇五三から二〇五五まで、二〇五九、字武入一五四四、二〇二九から二〇三五まで、二〇四九、二〇五〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市清水瀬字入山四五四の一、五〇三から五一六まで、五一七の一、五一七の二、五一八、五一八の子、五一九から五二一まで、五二一の子、五二二、五二八の一、五二八の四、五三二から五三四まで、五三五の一、五三五の二、五三六から五五七まで、五八二、五八三、五八八から五九〇まで、五九一の一、六六五、六六六、六六六の子、六六七から六六九まで、六七〇の一、六七一の一、六七二、六七三、六八六の五四から六八六の五八まで、六八七の一〇三、六八七の一〇四、七一八、七二〇から七二三まで、七二八から七三一まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市小栗山字宮田九二四の一、九二六の子、九三一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市片田字半木平五〇五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字海老津字白谷六二の六、六二の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字平等寺一三三（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県筑紫郡那珂川町大字五ケ山字網取一〇五六の六（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字西宇塚字北谷口七五六の三二、七五六の三二、字北谷南谷七五七の一五六、七五七の一五七、七五七の一五九から七五七の一六二まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県三原市久井町吉田字寄金甲二三三・二三四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、乙二三三（国有林）、字得目六二二の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字別迫字津利岩六七の二、六七の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月二十日

農林水産大臣　郡司　彰